

## 12・13世紀バルト海沿岸にみる 地域支配と宗教Ⅱ

富田 矩正

### 〈はじめに〉

本稿は『人文科学』第7号の「東ドイツ植民とキリスト教」を序章とする、「地域支配と宗教」についての検討のⅡである。

12世紀から13世紀にかけてのドイツ中世東方植民にさきだって、エルベ河以東の北西部から北東部の全域にわたって、ドイツ皇帝あるいは、ドイツの領域権力者からの絶えざる進出がくりかえされた<sup>(1)</sup>。

植民期における該当地域のドイツ植民者と原住スラヴ族の実像を明らかにすることは、当然のことながら、それに至る歴史的経過と背景を包摂しておこなわれねばならない。本稿においては、その作業の手始めとして、主としてドイツ皇帝の北部及び東部に対する武力進出の経過を検討する。

考察の中心は10世紀前半におかれる。それは、この時期以後、ドイツの北部から東部にかけての東方政策が、その武力進出と教化活動による鎮撫行動として、始めて、組織的に継続してとりくまれると思うからである。

ドイツ側からの東方政策は、対象として北部地域をも包含しており、したがってまた、その対象とする地域ごとに極めて多様性に富んでいる。

該当地域に対する意図的進出は、原住する民族の対応を無視できない。したがって、その進出が長期にわたってくりかえされる場合、その進出のための、なんらかの組織が創出される。その組織が、恒常的な活動に耐えるためには、明確な推進者を必要とするし、またその中核としての拠点を必要とする。この組織者と拠点の両者が、ドイツの北部から東部への進出行動に関しては、この10世紀の前半から後半にかけて顕在化してくると思うのである。

本稿においては、この10世紀前半のドイツ皇帝のエルベ河以東の地への

進出を、主として、ヴィドキント **Widukind** の年代記<sup>(2)</sup>にもとづいて考察し、スラヴ側からの視点としての、ゲ・エ・サンチュク **Г. Э. Санчук** の論考<sup>(3)</sup>を対比させることによって検討してみたい。

1においては、歴代のドイツ皇帝の北方鎮撫行動が、ドイツ中世東方植民研究にとっていかなる位置を占めるものであるかを述べ、本稿における問題の所在とする。2及び3においては、ハインリッヒ一世の軍事行動を、ドイツの東方政策の基礎的な方向を示したものとしてとり上げ、次いで、オットー一世による辺境 **Mark** の組織化を、東方政策の推進力を確立したものとして位置づけた。なお、注は、文末に一括し、☒はそのつど出典を示した。

## 1. 歴代ドイツ皇帝の北方鎮撫行動

### —— 本稿における問題の所在 ——

ドイツ中世東方植民期におけるドイツ植民者の進出は、ポラーベン **Polaben** 地域や、メクレンブルク **Mecklenburg**、ポンメルン **Pommern** などの北部地域に対しては、概して平和的に展開され、スラヴ諸族とも平和的に共存したとされている<sup>(4)</sup>。

植民が最盛期を迎える13世紀の前半、1220年にシェベリーン **Schwerin** の **Graf**、グンツェリン **Gunzelin** は、自分の妻に対し **Brüsewitz** 村を与え、村落内のスラヴ人にドイツ法を授与した。それと共に、恐らくは指導層であったと思われる3人のスラヴ人の兄弟に、**Lehnrecht** に基づいて、**Hufe** 地所を授与する内容の文書をシェベリーンで交付している<sup>(5)</sup>。これはスラヴ村落に対するドイツ法の適用と、その指導層との封建関係に基づく村落管理の実施が存在したことを示唆している。

また、1244年ブランデンブルグ **Brandenburg** の辺境伯ヨハン **Johann** とオットー **Otto** は、5人の **Lokator** 達に対してメクレンブルグ東部のフリートランド **Friedland** の都市整備のために、200**Hufe** を譲渡し、シュテンダル **Stendal**

の都市法規を授与している<sup>(6)</sup>。それについての文書の中でこれらの辺境伯は、該当する地域のスラヴ人の全住民を、辺境伯の裁判管轄権へ従属させることを明言している。

さらにまた、これらに遡ること約50年前に、1174年の *Indiktion* の中で、ポンメルンの大公カシミール *Kasimir* はダルグン *Dargun* の修道院の所有限度を定め、ドイツ人、デーン人、スラヴ人の植民者の導入を許可している。そしてスラヴ人の、修道院に対する所領や森林、牧草地、河川などの寄進を承認している<sup>(7)</sup>。

ブランデンブルグの辺境伯達の文書に遅れること、5年後の1249年にポンメルンとデーミン *Demmin* の大公ヴァルティスラフ *Wartislaw* は、スラヴ貴族が彼らの *Lehndorf* であるロトマンスハーゲン *Rottmannshagen* を、ダルグンの修道院に寄進するのを許可している<sup>(8)</sup>。

この1174年と1249年の2つの文書は、スラヴ貴族層に対しては、修道院への積極的な寄進を評価し是認するという形において、大領主層としての、或いは在地領主層としてのドイツ支配層への結合、協力関係が、恐らくはこの領域権力とスラヴ王侯、貴族層の双方から強力に推進されていたことを示唆するものと思われる。これらのことは他の地域においても一般化されうるものであり、植民期における状況を反映していることは否定できない。

このように見てくると、少なくとも植民最盛期における北部地域に対する植民活動においては、それが平和的に遂行され、スラヴ諸族との共存も一見、順調に進行したかのようである。

たしかに該当地域における、ヴェント族 *Wenden*<sup>(9)</sup> を中心とする積極的な反抗は、929年におけるオボドリーテン *Obodriten*、ヴィルツェン *Wilzen* を中心とする西スラヴ諸族の反乱、983年におけるデーン人と結合したヴェント族の反乱、及び1147年のヴェンデン十字軍に対する抵抗を除いて沈静化している。

しかしこれらのことは、むしろドイツ人の進出に対するヴェント族の反抗の、3つの頂点としてとらえられるのではないだろうか。歴史的に、フラン

ク王国以来継続し、恒常化するドイツ皇帝やドイツの領域権力からする侵入に対し、また、デー人やポーレン **Polen** の侵入に対し、この3つの頂点の底に、西スラヴ諸族の強靱な抵抗の水脈を感じとることは不可能ではない。従って、植民に先行し直結する時期の北部地域の歴史展開に焦点があてられねばならない。そこで問題となるのは、この植民最盛期の12世紀末から13世紀に先行する時期、即ち、9世紀末から11世紀更には12世紀の前半にかけての時期であり、この期間の北部地域の状況をドイツの東方政策の側と、その対象に含まれた西スラヴ諸族の側との両面から検討することが必要となってくる。

本稿において、中世中期のドイツ皇帝の北方鎮撫行動をとり上げる視点がここに存在する。

ところで、植民に先行する武力進出と政治的任務をも分担した、キリスト教の教化活動の存在は、歴史的な事実であって何人も否定出来ない<sup>(10)</sup>。問題は、植民に先行する数世紀間にわたる、この一連のドイツ側からのアプローチを、どの様にとらえるかということにある。

**Paul Steinmann** は、メクレンブルクを含む北部のドイツ植民を研究するにあたって、2つの年代記が重要な意味を持つことを指摘している<sup>(11)</sup>。

それは、ボッサウ **Bosau** のヘルモールト **Helmold** の **Slawenchronik** とリュベック **Lübeck** のアルノールト **Arnold** の **Chronik** である。この二つの年代記はポラーベンの地域と、更にその西北にあるオボドリーテンの領域へのキリスト教の導入を取り扱っており、異教と異質な文化の流入に対する、ヴェンド人諸種族の闘争の経過を含んでいる。

**Steinmann** は、この西スラヴ諸種族の居住領域であるポラーベンの地が、ドイツの領域権力からする数々の戦闘行為によって荒廃させられたことを述べ、またその領域に対する植民活動は、教化活動と教会組織の建設に堅く結びついていることを指摘している<sup>(12)</sup>。

この問題についての史料としては、またラッツェブルグ **Ratzeburg** 司教区に関係する複数の記録文書がある<sup>(13)</sup>。これらの文書によっても、ヴェンド族

の教化活動についての指導の内容や、或いはまた、ポラーベン地域や、さらにその西北のオボドリーテンの領域に入ったドイツ植民者を異教徒の攻撃から、いかに保護したか、などの問題が検討出来るのである。

この西スラヴ諸族の地に対する武力進出と教化活動を、後続する東方植民活動と同一の視野の中に入れて、少なくとも10世紀～13世紀に至る数世紀間のドイツ北部地域の歴史展開を把握しなおしてみる必要がある。

その場合、その検討の対象をカロリング朝の、ノルダルビンギア Nordalbingia 進出を目的とする、辺境政策にまで遡らせねばならない。もちろん、カール大帝の北東地域に対する統治政策は、ザクセン族の一部族であるノルダルビンガー Nordalbingen の征服を目指したものであり、他方ではデーン人対策であって、スラヴ諸族を主要な対象としたものではない。

このザクセン戦役とも呼ばれる、カール大帝の北東地域への武力進出は、長期にわたっているが、この間、フランク王国はデーン人やザクセン族との対抗関係上、この両者に領域を接する西スラヴ族の一つであるオボドリーテンを一種の緩衝地帯として従属化している<sup>(14)</sup>。このフランク王国のノルダルビンギア政策やオボドリーテン政策については、久野浩氏の論考に詳しい<sup>(15)</sup>。

しかしカール大帝は、その他の西スラヴ諸族とはザクセン戦役の過程で闘っているにすぎない。即ち、789年にエルベ河流域に進出した際であり、804年にザクセン戦役を終結した際には、エルベのかなたの地をオボドリーテンに授与している<sup>(16)</sup>。2年後の806年に、その長子がゾルベン族 Sorben と戦い、マグデブルグ Magdeburg、及び、ハレ Halle に要砦を建設し、ゾルベン Sorben 辺境州を設置している。

久野氏によればオボドリーデンは、南北のフランク、デーン両国から政治的、軍事的な圧力を加えられており、言わば、この両国に対する二重の服属体制におかれていたのである<sup>(17)</sup>。要するにフランク王国のオボドリーテン政策は、その領域の支配そのものを目的としたものではなかったのである。

しかし、808年にはヴィルツ族がデーン人と連合して、フランクと同盟したオボドリーデンを攻撃しており、また翌809年にはオボドリーテンとノル

ダルビンガーの連合軍がヴィルツェンに反撃している。この間 808 年にカール大帝は、スラヴ諸族に対する要砦及び、教化活動の拠点として Hamburg を建設している。

このカール大帝の辺境平定活動について久野氏は、その論考の中でカール大帝はエルベ以南の地に対しては、徹底した軍事的征服と教化活動を併行させたが、エルベ以北の地に対しては一時的な侵出に終始したことを指摘している。

このフランク王国の辺境政策の基本は、オボドリーテンの領域を、王国の直接支配下に編入せず、オボドリーテンを忠実な保護国の地位に留め、そのことによってエルベ流域の安全をはかるというものであった<sup>(18)</sup>。この基本政策はルードウィヒによって継承される。しかし、オボドリーテンはこのフランク王国とデーン人との力関係の中で、フランク王国との同盟関係を保ちながら次第に自立傾向を増し、事実上、ノルダルビンギアの地を支配していたと考えられている。そして、ルードウィヒの時代、北西部地域に対する教化活動はみるべき成果をあげなかったと伝えられている<sup>(19)</sup>。

そこで考察の中心を、エルベ以北のスラヴ諸族を含めた北東地域に対して、最初に積極的な軍事的鎮撫行動を繰り広げた、ハインリッヒ一世とオットー一世の東方政策と、それに対するヴェンド人諸部族の対応過程に移さなければならない。そうすることによって、植民期におけるメクレンブルグを中心とする北部地域の、平和的な定住状況の背後にある歴史的経過に光をあて、また、ドイツ植民者と原住スラヴ人達との、平穏であったとされる共存関係の実態を明らかにする端緒がつかめると思うのである。

## 2. ハインリッヒ一世の北方鎮撫行動とヴェンド族

### 1 9世紀末～10世紀初期にかけてのドイツの状況

10世紀初頭のドイツは激動する状況におかれていた。中部ヨーロッパに対するマジャール人の攻撃<sup>(20)</sup>は、その激しさをましており、907年、908年と連続してバイエルンからティーリングゲン、ザクセンにまで侵入している。そして910年には東フランクのルドウィヒ三世は、敗北の結果マジャール人に貢納を義務づけられている。翌911年、ルドウィヒ三世が死ぬと、国内ではザクセン、フランケン、バイエルンを含む貴族勢力が台頭し、外からはマジャールを始め、デーン人やスラヴ諸族の侵入があいついだ。ポラーベン地域 Polaben のヴェンド族 Wenden の活発化<sup>(21)</sup>や、東部でのチェク人 Tschechen の台頭はめざましく、とりわけヴェンド人達の西スラヴ諸族とマジャール人の、ドイツの領域権力者達に対抗する同盟は事態を複雑にしていた。

このような状態の中で、ザリエル家のコンラート一世の後を受け、919年王位についたザクセン家のハインリッヒ一世は、5年後の924年、マジャール人の再侵入を受けるのである。あいつぐ外敵の侵入と国内の混乱に直面し、ハインリッヒ一世のとった体制再建策は何であったか。

それは対外的には、第1にマジャール人との休戦であり、第2はヴェンド族との境界地帯を、軍事的にも政治的にも強化することであった。

第1の問題については、924年マジャール人に貢納を支払うことにより、9ヶ年の平和を約定するという形で実現された。第2の問題については、Burgとしての要砦を建設し、そこに多数の兵士を配置し、また、その要砦との関連を持たせながら教会と修道院を設立することで解決しようとした<sup>(22)</sup>。

また、国内的にはザクセンの領域勢力を強化し、国内での指導権を強化するための方策がとられる<sup>(23)</sup>。その最大のものとは925年のロートリングゲン征服であり、その結果、ロートリングゲンがザクセンに併合されたことである<sup>(24)</sup>。

このマジャール人との休戦は、ハインリッヒ一世の国内での立場を強化確立する上でも、また、ドイツの軍事力を再興するためにも極めて有効であっ

たといえる。しかしこの間にも、ハインリッヒ一世はティーリングゲンに接する東部の国境と、ヴェンド族との境界地域に対する監視や偵察を怠らなかつたのである<sup>(25)</sup>。Burgの補強と、その整備、武器の補充、兵士達に対する休養がその防衛力や、攻撃力を急速に回復させた<sup>(26)</sup>。

このようにして、マジヤール人との休戦を利用し、混乱を安定させ体制を立て直すなかでハインリッヒ一世の北方や東方に対する積極的な軍事活動の基盤が作りあげられていったと見てよい。

## 2 928年～929年のハインリッヒ一世の軍事行動

マジヤール人との休戦を利用して先ずヴェンド族とチェク人に対する攻撃が準備された。この両者は、ドイツと対抗するために、マジヤール人と同盟を結びうる立場にあったからである。

ポラーベン地域のヴェンド族の動きは活発であった。この休戦までハインリッヒ一世は、ヴェンド族の活動に悩まされていたし、ゾルベン Sorben の一種族であるダレミンツェル族 Daleminzer がマジヤール人と結びつく危険性が存在した<sup>(27)</sup>。

そこでハインリッヒ一世のヴェンド族に対する最初の軍事行動が展開される。即ち、928年、ゾルベンの2つの種族、エルベ河中流域にいたストデラーネン族 Stoderanen とエルベ、ザーレ間の上流域のダレミンツェル族はハインリッヒ一世に敗北し、ストデラーネン族の拠点、ブレナブルク Brennaburg は占領された。

これについて年代記作者のヴィトキント Widukind は、次の様に述べている。「ハインリッヒはヘベル人 Heveller とよばれているスラヴ人を襲い、多くの会戦で彼らを打ち破り、最後には厳しい冬のさなかに氷上で勝利をおさめ、その後ブレナブルクと呼ばれている都市を占領した<sup>(28)</sup>。」

ストデラーネンはチェク人の同盟者であった。チェク公国はポラーベン族の中のストデラーネンとミルツェネル Milzener と国境を接していたし、この



同盟はハインリッヒ一世にとって極めて危険であった。そこでハインリッヒ一世は、ストデラーネンを征服することによってチェク人との同盟に楔を打ち込み、かつ隷属させたスラヴ人から一定の貢納をとりたてた。この貢納は後に、マイセン **Meißen** の主教職の特典となっており、その為、周辺のスラヴ諸種族はストデラーネンをも含めて、マイセン主教に現物貢納として蜂蜜や毛皮、穀物、銀などを奴隷と共に納入させられたのである<sup>(29)</sup>。

ストデラーネンを征服したのち、ハインリッヒ一世はエルベ河とその支流ザーレの中間地帯のダレミンツェル族の地域に侵入した。「ブレナブルクについて、ストデラーネンの全地域を支配した彼はダレミンツェルの地に向って出発した。ダレミンツェルと闘うことを、かつて彼の父は遺言していた。ハレ **Halle** という名前の都市をとり囲んで、彼は遂に20日間でこれを占領した。町で獲得した戦利品は兵達に分配され、女子供は奴隷となり、大人は全て殺された。」と、ヴィドキントは記している<sup>(30)</sup>。

ヴィドキントはブレナブルクへの遠征の年月を記していない。しかし、それについては、ダレミンツェルを征服したあと、チェクへの攻撃が929年に実施されていることから、それ以前の928年～929年であると現在推定されている<sup>(31)</sup>。さらに929年、ハインリッヒ一世はプラーク **Prag** へ遠征する。これについては、ヴィドキントの年代記ではその記述が簡単であって、内容があまり鮮明とならない。明らかなことは、ダレミンツェルの地への遠征の後、ハインリッヒ一世がプラークを攻撃し、ボヘミア公ヴェンツェルは臣下の誓約をし、チェクは服従したという点である。

ハインリッヒ一世の929年における一連の遠征の中で、最大の勝利をおさめたのが北方のポラーベン地域、エルベ河畔ベルベルク近傍のレンツェン **Lenzen** でのヴェント族に対する戦いであった。このレンツェンの戦いにはオボドリーテン **Obodriten**、ヴィルツェン **Wilzen** など北方の西スラヴ族のほとんど全てが参加していた。そしてこの戦いはスラヴ諸族の側の完全な敗北に終わったのである。

これについてヴィドキントは詳しく述べ、ザクセン伯のベルンハイドとテ

イエトマルの軍事活動について物語っている<sup>(32)</sup>。そしてヴィドキントは当時の噂によれば、この闘いで約20万人のスラヴ人が死んだと伝えている<sup>(33)</sup>。もちろんヴィドキントの示す数字は誇張されていると考えるのが自然であるが、それにしてもこの記述は、当時このレンツェンの戦いが北部地域のヴェンド族に与えた衝撃と、その後の該当地域の歴史展開に与えた動かし難い重圧を物語っていると思うのである。

また、ロートリンゲン Lothringen へのハインリッヒ一世の進撃も、この929年の一連の軍事行動のなかで実施された。このロートリンゲン攻撃について「スラヴ人全員が征服されたあとで」というヴィドキントの記述<sup>(34)</sup>について、ゲ・エ・サンチュクは北方のスラヴ諸族の完全な隷属は、ずっと後になってからであるとして疑問を投げかけている<sup>(35)</sup>。

928年から929年にかけてのハインリッヒ一世の軍事行動を検討する場合、2つの問題がある。それはマイセンの Burg 建設と、そこにおける“agrarii milites”<sup>(36)</sup>の果たした役割である。

即ち、928年ハインリッヒ一世はダレミンツェル族を征服した後、そこにマイセン要砦を建設し、エルベ河中流域に大辺境州を設置している。これはゾルベン諸族に対する勝利の原因となっただけでなく、また以後のスラヴ諸族に対する主要な作戦根拠地の一つとなったのである。そしてストデラーネンやダレミンツェルなどのゾルベン族との同盟や、ロートリンゲンが従属し、さらにチェク人への賦課に成功した。

この928年から929年の一連の軍事行動の勝利は、その後の930年代におけるザクセン王朝のより広範な東方進出、北東部のミルツェネル族、北西部のオボドリーテン族などに対する攻撃を可能にし、エルベ流域における辺境領の新設を可能にしたのである。

一方、ドイツ本土の地で進行しつつあった封建化の過程が、そのまま、これらの隷属地域に伝播したと考えることは可能である。

また、Burgの補強や新設は、何も軍事的意義のみをもつものではない。およそこれらの要砦施設の性格というものは、戦時よりもむしろ、平和時にお

けるその存在の仕方によってより重要性を増すといえるのである<sup>(37)</sup>。平時時においてはこれらの Burg は、封建的な支配の中心となり地域の生産を管理する拠点となった。

そしてヴィドキントは、これらの Burg 内に、著しい数の「耕地の兵」“agrarii milites” が存在したと伝えている<sup>(38)</sup>。戦時においては、この“agrarii milites” から軍兵が補充された。しかし、彼らは平時にはその要砦付近の土地を耕作し、かつ、包囲された際に備えて多量の食料を貯えたのである。もちろん彼らは要砦で兵役につき、常に戦術上の訓練を受けていた<sup>(39)</sup>。この“agrarii milites” からその後、重装騎兵隊が形成されるようになる。この重装騎兵はスラヴ諸族との闘争ばかりではなく、それに引き続くマジャール人の騎兵隊との戦いの中で決定的に重要な役割を演じることとなる。

そういうわけで、封建的支配の中心としての要砦は、隷属したスラヴ農民達の農奴化を促進し、また、占領したスラヴ人の土地の封建化を促進する根拠地となったとサンチュクは指摘している<sup>(40)</sup>。

ザクセン王朝とドイツの領主達の封建的土地支配は拡大し、スラヴ諸族は従属した地域においては、その支配に組み込まれてゆくのである。領有した土地の一部をザクセン王朝は自己の“agrarii milites” に分与し、Burg は封建的支配の根拠となり、王の収入源となってゆくのである。このような封建的秩序の整備がドイツ本土の地ばかりではなく、従属したヴェント族の地域でも実施され、ザクセン王朝の発展につれて、強大な軍事的潜在力が形成されていくことになる。

### 3 930年代のハインリッヒ一世の遠征

このような軍事的潜在力の強化は、当然のことながらそれまでの主要な外敵であったマジャール人との力関係を変化させた。939年ハインリッヒ一世は九年間の休戦協定を破り貢納の支払いを拒否した。そのため、マジャール人はザクセンとティーリングゲンに侵入する。しかし、ハインリッヒ一世は933

年、リアデ Riade 付近のウンスルト河畔の戦いで重装騎兵隊によりそれを撃退する<sup>(41)</sup>。

戦いそのものの規模はそう大きくはなかったが、この勝利は重大な政治的意味を持っていた。即ち、従来、最も危険とされてきたマジヤール人に対する最初の勝利である。この勝利はザクセン朝出身の王の権威を高め、その権威は隣接民族へとその影響を拡大し始めることになる。

そして、このことが年代記作者のヴィドキントをして、ザクセンの王は他の民族に対する「君主」として行動した<sup>(42)</sup>と、言わせる根拠になったのである。

マジヤール人族に対する勝利の後、ハインリッヒ一世は934年、デーン人の国へ侵入しこれを征服した<sup>(43)</sup>。そしてアイデル・シュライ両河間に辺境州を再建した。これは後にシュレスヴィヒ辺境州と呼ばれることになる。デーン人の王、ゴルムは貢納を約し、キリスト教を受容するを余儀なくされたと、ヴィドキントは述べている。また、ハンブルクの大司教はデーン人とスエーデン人に対する布教本部を設置する権利をえたのである<sup>(44)</sup>。

#### 4 928年～934年にかけてのハインリッヒ一世の軍事活動の結果とその影響

ヴェント族の地に対するザクセンの領主の進出と、ザクセン朝のチェク人に対する政策の成功、また、マジヤール人の撃退、更にはデーン人の征服というハインリッヒ一世の一連の軍事行動は、言うまでもなく、強大な国家を形成する基盤をつくり出した。それは様々な人種を構成要素としている。そして、その主導権は中部ヨーロッパのザクセンが確保したのである。

このザクセンの主導権は、バイエルンとザクセンの長期間にわたる競合関係が終わりを告げることによって確立された。

バイエルン公のアルヌルフは、独自のイタリア政策を実行しようと試みていた。934年ザクセンが北部から東部にかけての国境地域で進出を繰り返し

ているとき、バイエルンのアルヌルフは、これに対抗すべく南部での自らの立場の強化にのりだした。即ち、ランゴバルト族との友好関係を利用してイタリア遠征にとりかかったのである。これは不成功に終わった。しかし、アルヌルフは、反ザクセン同盟としてのバイエルン、ランゴバルト同盟という現実の脅威を、ザクセンに突付けたのである。

しかし、この時期はハインリッヒ一世にとっても東方における軍事的な成功によって、イタリアに対するザクセンの要求を示す好期でもあったのである。ヴィドキントは、ハインリッヒ一世がローマへの遠征の準備にとりかかり、王の病気と死によってそのことが断念されたと、伝えている<sup>(45)</sup>。

ハインリッヒ一世の東方遠征はヴェント族の服従とチェク人の従属をもたらしたが、この段階での従属の主要な形態は貢納である。貢納を納めたのはダレミンツェル Daleminzer、ミルツェネル Milzener、ラウジィツェル Lausitzer、ストデラーネン Stoderanen、ロートリングエル Lothringer であった。

ヴィドキントの記述から、これらの地域の支配形態を推定できるが、これらの支配地域は、辺境地帯の Graf の監視に委ねられたのである。ヴィドキントは、最初の監視者はベンハルドとティエトマルであったと述べている<sup>(46)</sup>。征服された種族や民族のなかで、Burg の統括のもとに領域組織が次第に形成され始めるのである。

ハインリッヒ一世の時代には、またキリスト教の布教活動が、征服地域で直接に政治的任務を果たしていたのであり、キリスト教を受容することは、また無条件にドイツ王へ政治的に服従することを意味したといえる<sup>(47)</sup>。ハインリッヒ一世の死後、937年にはラウジィツとストデラーネンの領域、及びマग्デブルク Magdeburg で聖マウリティウス修道院が布教活動の中心地となっている。

ともかく、この928～934年にかけてのハインリッヒ一世の軍事行動が、その後の展開過程でのザクセン朝のヘゲモニーの確立をもたらしたことは疑いない。

## 5 ハイน์リッヒ一世の東方政策

919～936年の時期におけるザクセン朝の東方政策の主要なものは、先ず第一に、ヴェンド族とチェク人の同盟の分断であった。ドイツに対するチェク人の服従は、西スラヴ諸族の抵抗を弱体化させた。即ち、ヴェンド族は孤立化し、各個撃破される結果となり、ハイน์リッヒ一世の東方政策の遂行を容易にしたのである。

ザクセン朝の東方政策の第2は、征服地の統治方式の多様化である。10世紀の前半期におけるドイツ領主の軍事行動の過程で、従属の多様な形式が形成される。先ずバイエルン公によるチェク人の監視である。しかし、このチェク人の監視はチェク公国が、ザクセン朝に対する抵抗能力を保持していたため、実質的には成功せず、行政制度としては定着しなかった。

次に西スラヴ諸族に対しては、**Legat**（地方官）による恒常的な征服地の監視体制が設置される。929年ハイน์リッヒ一世は、レダリエル **Redarier** とツィルツィパーネン **Zirzipanen** の種族同盟との戦いを、**Graf** ベルンハルトに委ね、そしてこの同盟に参加したロートリングンの地域の **Legat** としてベルンハルトを任命し、さらにベルンハルトを援助するため **Graf** のティエトマルを任命している<sup>(48)</sup>。ロートリングンの地域に対する **Legat** の任命は、ヴィドキントの記述からはレンツェンでの勝利の直後であったように推定されている<sup>(49)</sup>。**Graf** のジークフリートもまた、**Legat** の権力を持ち、メルゼブルク **Merseburg** にいて、ゾルベン諸族やダレミンツェル族の土地を監視する義務をもっていた<sup>(50)</sup>。これらの **Legat** の制度につづいて、その形成途上にあつた **Mark** が確立してゆくのだが、それはオットー一世の時代（936～972年）のこととなる。

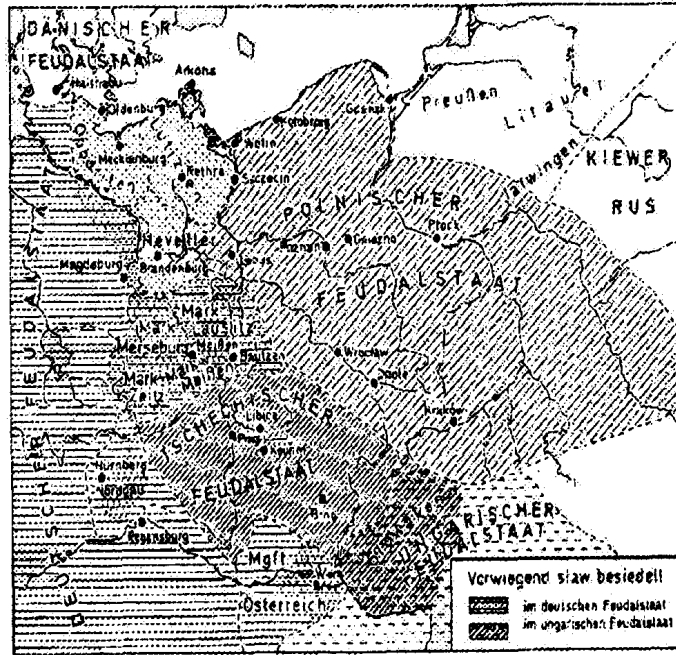


Abb. 9. Die nordwestslawischen Gebiete und die feudalen Staaten in der zweiten Hälfte des 16. Jh.

(図1) 925～950年の北西スラヴ諸族の領域と封建国家  
 出典 J. Herrmann, Die Nordwestslawen und ihr Anteil an der  
 Geschichte des deutschen Volkes (Berlin, 1972), S.28.



(図2) 11C. 前後の中部ヨーロッパ  
 一定住地と森林または未定住地の分布—  
 (—) は、スラヴ人定住地の西境を示す。  
 出典 J. Herrmann, Die Nordwestslawen und ihr Anteil an der  
 Geschichte des deutschen Volkes (Berlin, 1972), S.10.

### 3. オットー一世の東方政策、辺境領としての Mark の確立

征服地に対する支配形態としての **Mark** は、オットー一世の統治の初期から知られている。

九三六年にオットー一世はザクセン家の **Graf**、ヘルマン・ビルウングにレダリエルとツィルツィパーネン両族の同盟に対する攻撃を命じている<sup>(51)</sup>。そして、ヘルマン・ビルウングはオットー一世の東方政策の主要な推進者の1人となったのである。翌937年にメルゼブルクの **Graf**、ジークフリードが死ぬと、オットー一世はエルベ河中流とザーレ河地方の **Mark** の **Graf** として、ゲロを任命したのである<sup>(52)</sup>。彼もまた、ヘルマン・ビルウングと並んで対スラヴ人政策で大きな役割を果たすこととなる<sup>(53)</sup>。

ヴィドキントによれば、この両者に推進された西スラヴ諸族の居住地域に対する進出は激しいものであったという。939年には、ゲロはしばしばオボドリーテンと闘っているが、スラヴ人の反撃にあい、遂にオットー一世自身が出撃している。ヴィドキントは、この時期にザクセン朝は西部では、ロートリンゲン、北部のデー人、西スラヴ諸族、東部のゾルベン諸族など多くの敵に悩まされた、と述べている<sup>(54)</sup>。

また、940年には長期化する西スラヴ諸族との闘争により兵が疲弊し、ザクセン軍の内部で深刻な不満が発生し、時にそれは王自身に対しても向けられるほどであった、と記している<sup>(55)</sup>。

さらに946年は、この辺境伯ゲロの保護下にハヴェルベルク **Havelberg** や、ブランデンブルクの司教管区が設立された。このことはまた、西スラヴ諸族であるヴェンド族の地に対する進出にあたって、キリスト教の布教活動による鎮撫工作というハインリッヒ一世の政策が、明確に継承されていることを示している。

955年には、ねばり強いヴェンド族の抵抗に対してオットー一世自身が、辺境伯ゲロと協同して出撃し、メクレンブルク **Mecklenburg** のレクニッツにこれを破っている。



これら一連の記述からも伺えるように、ヴェント族の抵抗はザクセン朝の軍事行動に対して、執拗に繰り広げられており、ハインリッヒ一世の時期に確立したザクセン朝の東方政策を、維持、継続することは容易ではなかったことがわかるのである。

こうしたなかでオットー一世の東方政策の基本は、ハインリッヒ一世の政策を踏襲しながら辺境領としての **Mark** を確立していくことにおかれたのである。

オットー一世の時期の**Mark**の特徴は、服属した領域を含んだ**Mark**が、ザクセン朝の辺境伯領、**Markgrafschaft**の主要な基盤となっているということである。つまり、**Markgraf**の権力が、その本来の辺境領の境界を大きく越えて、服属したスラヴ諸族の土地を包含してゆくということであった。一般的に言って、**Mark**はフランク王国に所属していた領域で発生したものであったが、しかしザクセン朝の**Mark**とカロリング朝の**Mark**の違いがここにある<sup>(56)</sup>。

このようにして、オットー一世とその後継者の時代に辺境の軍管区的な性格をもった **Mark** が、ザクセンの国境地域で生じ、その周辺のザクセンの地域を包含し、さらにスラヴ諸族の土地をその中に加え始めたのである<sup>(57)</sup>。この結果、ドイツ本土の地におけるその固有の領土と、**Mark** の区分が発生してくることになる。

つまり、オットー一世の時代にはザクセン朝の人種的な境界、政治上の国家としての境界はエルベ河とザーレ河であったのに対し、その **Mark** の東方の国境は、はるか東にあり **Ost see** の南岸地帯や、オーデル河 **Oder** とその支流ポーベル河 **Bober**、ナイゼ河 **Neipe** の近辺にまで達していたのである<sup>(58)</sup>。

このようにして **Mark** の確立はザクセン朝の東方政策の新しい形態となったのである。それは西スラヴ諸族の地に対する組織的な進出の形態という点において画期的である。そしてまた、その組織者としての **Markgraf** の勢力の出現と拡大が注目されねばならない。即ち、それはスラヴ諸族の地に対する進出にあたっての、明確な組織者の登場であり、その指導の下での **Mark** の確立は、この時期以後の該当地域の歴史展開に継承されうるものとしての、

恒常的な進出の為の、組織形態の出現とみなしうるからである。

### 〈おわりに〉

本稿においては、ドイツ皇帝の東方政策の中で、北部地域のスラヴ諸族に対するものに重点をおきながら、主として、ハインリッヒ一世、オットー一世の北方鎮撫行動をとりあげた。本論の検討は、不充分であり、展開した論点についての考察は、なお詳細に継続されねばならない。

それと共に、今後の課題としては、10世紀末から12世紀にかけてのドイツ側の北部地域のヴェント族に対する政策の検討と、それに対する、ヴェント族の側の対応が考察の主題となる。

その場合、前者に関しては、シュタウヘン家の政策、主としてコンラート一世とフリードリヒ一世の行動が対象とされる。とりわけ、1147年と1149年のヴェンデン十字軍について検討を深めねばならない。

後者に関しては、983年のデー人とヴェント族の反乱、及びその後12世紀のなかばにかけての西スラヴ諸族の状況を取り上げる必要がある。九八三年の西スラヴ諸族のドイツ人に対する戦いは、ハヴェルベルク Havelberg、ブランデンブルク、ツァイツ Zeitz などの司教区とハンブルクを破壊し、エルベ河以東のザクセン朝の鎮撫行動の成果を、一時的にせよ壊滅させたといわれている。

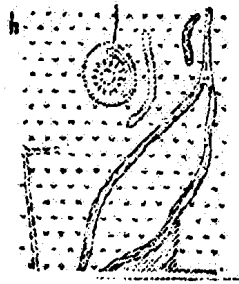
このザクセン朝の東方政策とその組織が、シュタウヘン朝にそのまま継承されたのかどうかも、一つの論点を構成する。

また、ドイツ北部の防禦施設の検討については、エルベ以東の北部地域のスラヴ人の退避的城壘の考察が課題となる。エルベ河、ザーレ河と、オーデル河、ナイゼ河の間のスラヴ人の城壘は、その中東部と北部では、明かな形態的变化をみせている<sup>(59)</sup>。

北部の城壘は、相対的にはそのほとんどが、複雑な地形や水流を利用してその防禦性を高めており、その規模も大型であって、地域の核としての可能性を示すものが集中している<sup>(60)</sup>。このドイツ北部の退避的城壘が、該当する

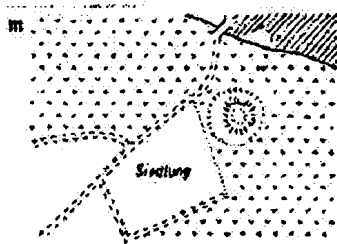
地域の錯綜する政治的、軍事的状況や、社会的、経済的状況を、どのように反映した結果であるのかを検討していくこととなる。以上の諸点を念頭において、今後の考察にとりくんでみたい。

なお、本論中のゲ・エ・サンチュクの論考の翻訳は富田知佐子に依頼した。しかし、論考の評価、位置付け、考察の責任は筆者にある。

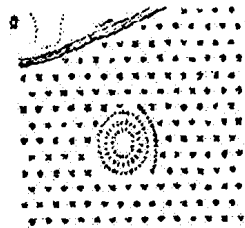


Ort. Größe

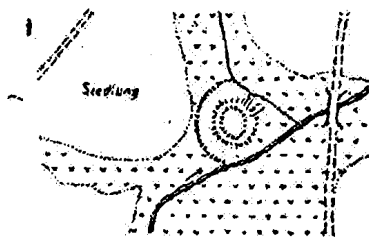
Kasel-Golzig 25.



Tornow 35.



Zieckau 30-40.

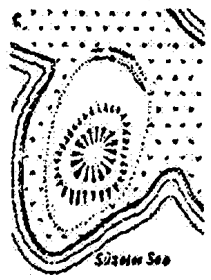


Riedebeck 40.

1:10000

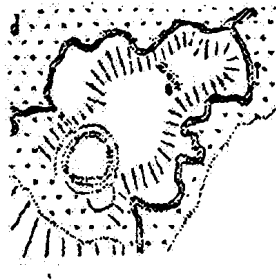
出典, Joachim Herrmann, Siedlung, wirtschaft und gesellschaftliche Verhältnisse der slawischen Stämme zwischen Oder/Neiße und Elbe, (Berlin, 1909), S. 150 以下 及 S. 151 以下 各 図 表.

(図3) 中世初期のElbe, Oder間のSlawenの城壘 (a)

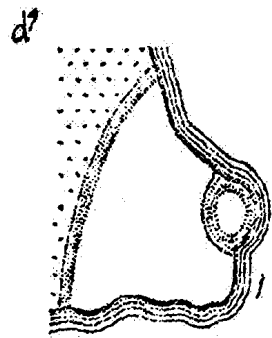


Ort. Größe.

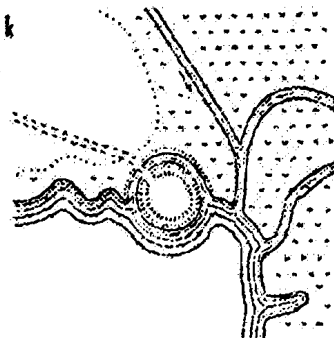
Övelgönne 60x70.



Alt-Horst. 60x70.



Phöben 60-70.

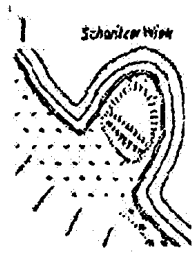


Riewend 60-70.

1:10000

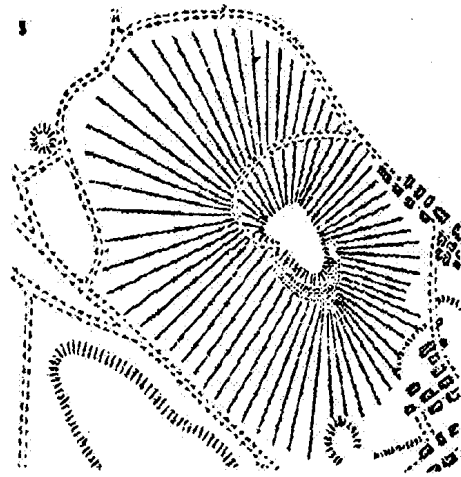
出典 (図5) に同じ。

(図4) 中世初期の Elbe, Oder 間の Slawen の城壘 (b)



Ost      Größe:

Zudar.      60 x 80.



1:10000

Deats      70 x 90.

出典. Joachim Herrmann, *slawischen Stämme zwischen Oder /  
Neiße und Elbe*, (Berlin, 1968), S. 147 ~ 148 中 抽出,  
S. 149 ~ 152 中 Größe 抽出.

(図5) 中世初期のElbe, Oder間のSlawenの城壘(c)

## 〈注〉

- (1) 富田矩正、『ドイツ中世民族抗争史論—バルト海周辺にみる異文化圏の接触—』、校倉書房、1999. 5、114 頁～122 頁を参照。
- (2) Widukind, *Rerum gestarum Saxoniarum libri tres*. ed. P. Hirsch, I, II. MG SS., 1935.
- (3) Г. Э. Санчук, *Полабские славяне и Германия в 20-30е годы Хв.*, *Славяне в эпоху феодализма*, Академия Наук СССР институт славяноведения и Балканистики Издательство Наука, Москва 1978., стр. 164-173.
- (4) 富田矩正、「12・3世紀東方植民期における北部ドイツ地域の諸問題」『駿台史学』第46号、昭和54年3月、53頁～58頁。
- (5) *Urkunde, Graf Gunzelin von Schwerin schenkt seiner Frau Oda das Dorf Brüsewitz und verleiht den dort wohnenden Slawen deutsches Recht sowie drei Brüdern Hufenbesitz*. 1220. *Urkunden und Erzählende Quellen zur Deutschen Ostsiedlung im Mittelalter*. 66, Gesammelt und herausgegeben von Herbert Helbig und Lorenz Weinrich, (Darmstadt, 1975), S. 270-272.
- (6) *Urkunde, Die Markgrafen Johann und Otto von Brandenburg übertragen fünf Lokatoren 200 Hufen zum Ausbau von Friedland zur Stadt, verleihen das Recht von Stendal und unterstellen die slawische Bevölkerung markgräflicher Vogtgerichtsbarkeit*. 1244. *ibid.* 75, S. 298-300.
- (7) *Indiktion, Herzog Kasimir von Pommern umschreibt die Besitzgrenzen des Klosters Dargun, erlaubt die Berufung deutscher, dänischer und slawischer Ansiedler und bestätigt die Zuwendungen slawischer Edler*. 1174. *ibid.* 71, S. 264-291.
- (8) *Urkunde, Die Brüder Raven und Reinbern von Stove schenken mit Erlaubnis des Herzogs Wartislaw von Pommern-Demmin ihr Lehdort Rathenow (Rottmannshagen) dem Kloster Dargun*. 1249. *ibid.* 73, S. 294-296.
- (9) 本稿では、バルト海沿岸の最西部をその居住地域とするスラヴ諸族を Wenden、西スラヴ諸族として表記し、別に、Wenden の中でエルベ河中流域からザーレ河周辺に住むスラヴ種族の総称として Sorben を使用した。

- (10) Günther Franz, *Geschichte des deutschen Bauernstandes vom frühen Mittelalter bis zum 19. Jahrhundert* (Stuttgart, 1976), S.106-107.
- (11) Paul Steinmann, *Bauer und Ritter in Mecklenburg. Wandlungen der gutsherrlich-bäuerlichen Verhältnisse im Westen und Osten Mecklenburgs vom 12./13. Jahrhundert bis zur Bodenreform 1945* (Schwerin, 1960), S. 7.
- (12) *Ebd.*, S.7.
- (13) *Ebd.*, S.7-8.
- (14) 久野浩、「カロリinger帝国の東北边境政策について。——ノルダルピングアの支配をめぐる——」『愛知県立女子大学、同女子短期大学紀要』14、26頁～43頁。
- (15) 同上書、27頁～31頁。
- (16) *Die Reichsannalen. Quellen zur karolingischen Reichsgeschichte*, ed. Reinhold Rau (Berlin, 1955), S.79-81.
- (17) 久野浩、前掲書、28頁。
- (18) 同上書、34頁。
- (19) 同上書、42頁。
- (20) H. Bartmuß, *Die Geburt des ersten deutschen Staates* (Berlin, 1966), S.178.
- (21) R. Holtzmann, *Geschichte der sächsischen Kaiserzeit* (Berlin, 1955), S.84.
- (22) Widukind, *a. a. O.*, I, Kap. 35.
- (23) M. Linzel, *Die Beschlüsse der deutschen Hoftage 911-956* (Berlin, 1924), S.1.
- (24) R. Holtzmann, *a. a. O.*, S. 97ff.
- (25) Widukind, *a. a. O.*, I, Kap. 36.
- (26) H. Bütner, *Zur Bergbauordnung Heinrich I. Blätter für den deutsche Landgeschichte* (1956, N92), S. 1ff.
- (27) Widukind, *a. a. O.*, I, Kap. 35.
- (28) *Ebd.*, I, Kap. 35.
- (29) Г. Э. Санчук, *указ. соч.*, стр. 166.
- (30) Widukind, *a. a. O.*, I, Kap. 35.



- (31) Г. Э. Санчук, *указ. соч.*, стр. 167.
- (32) Widukind, *a. a. O.*, I, Kap. 36.
- (33) *Ebd.*, I, Kap. 36.
- (34) *Ebd.*, I, Kap. 36.
- (35) Г. Э. Санчук, *указ. соч.*, стр. 168.
- (36) 920. *König Heinrichs I. Agrarii Milites. Widukind von Corvey. Quellen zur Geschichte des deutschen Bauernstandes im Mittelalter.* 44, Gesammelt und herausgegeben von Günther Franz (Darmstadt, 1974), S. 114-117.
- (37) J. Herrmann, *Siedlung, Wirtschaft und gesellschaftliche Verhältnisse der slawischen Stämme zwischen Oder / Neiße und Elbe* (Berlin, 1968), S.144-145.
- (38) Widukind, *a. a. O.*, I, Kap. 35.
- (39) D. S. Schäfer, *Die agrarii milites des Widukind* (Berlin, 1905), vgl. .
- (40) *Deutsche Geschichte in drei Bänden* (Berlin, 1967), Bd. I, S.199-202.
- (41) Widukind, *a. a. O.*, I, Kap. 38.
- (42) *Ebd.*, I, Kap. 38.
- (43) *Ebd.*, I, Kap. 40.
- (44) *Adami Bremensis gestae Hammaburgensis ecclesiae.* Ed. B. Schmeidler, (Hannover-Leipzig, 1917). vgl. .
- (45) Widukind, *a. a. O.*, I, Kap. 40.
- (46) *Ebd.*, I, Kap. 36.
- (47) P. Steinmann, *a. a. O.*, S.7ff. .
- (48) Widukind, *a. a. O.*, I, Kap. 36.
- (49) Г. Э. Санчук, *указ. соч.*, стр. 172.
- (50) Widukind, *a. a. O.*, I, II, Kap. 3.
- (51) *Ebd.*, II, Kap. 4.
- (52) *Ebd.*, II, Kap. 9.
- (53) S. Lüpke, *Die Markgrafen der sächsischen Ostmarken in der Zeit von Gero bis zum Beginn des Investiturstretes (940-1075)* (Halle, 1937), vgl. .

- (54) Widukind, *a. a. O.*, I, II, Kap. 9.
- (55) *Ebd.*, II, Kap. 9.
- (56) Г. Э. Санчук, *указ. соч.*, стр. 173.
- (57) *Там же*, стр. 173.
- (58) R. Holtzmann, *a. a. O.*, S.361.
- (59) J. Herrmann, *a. a. O.*, S.146-156.
- (60) *Ebd.*, S.147-153.